

	契 約 係 用
	業 者 用

電車事業所廃棄物処理業務

令和 6 年度

業 務 委 託 仕 様 書

札 幌 市 交 通 局	事業管理部 総務課	担当者 駒田 心平 電話 896-2708 (2215)
-------------	-----------	---------------------------------

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、電車事業所から排出される廃棄物の処理（収集・運搬・処分）に係る業務に適用する。

2 収集場所

電車事業所 札幌市中央区南21条西16丁目 2－20

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 作業時間

履行期間内の10時30分から15時30分まで。

なお、作業日時等の詳細は、委託者と協議のうえ決定すること。

5 廃棄物

種類	品名	数量	備考
金属くず	冷凍冷蔵庫 （業務用）	1	メーカー：ホシザキ電機株式会社、質量：237kg 冷媒/封入量：（冷蔵）R134a/250g（冷凍）R22/360g
廃プラスチック類	大判 プリンター	1	メーカー：セイコーエプソン株式会社 機種名：P X－7000
	プリンター	1	メーカー：ブラザー工業株式会社 機種名：M F C－J 6970 C D W
	その他 O A機器	4	P Cモニター3、キーボード1

6 業務内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「フロン排出抑制法」その他関係法令に従い、上記5の廃棄物を建物内の廃棄物保管箇所から建物外に排出し、処分場まで運搬のうえ処分すること（別紙1「建物図面及び搬出経路」参照）。

なお、本業務の実施に当たり必要な工具・消耗品等は受託者が準備し負担すること。

7 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書 類 名	提出期限
1	業務着手届（別紙２：第８号様式）	契約締結後速やかに
2	業務工程写真	業務完了時
3	マニフェスト（産業廃棄物管理票）	
4	業務完了届（別紙３：第13号様式）	

※ その他、委託者が必要と認めるもの。

8 留意事項

作業に当たっては、安全管理に十分留意し、養生等の必要な対策を講じるとともに、受託者は自ら瑕疵ある事故等に関する一切の責任を負うこと。

また、本業務の遂行に当たり、関係法令を遵守すること。

9 その他

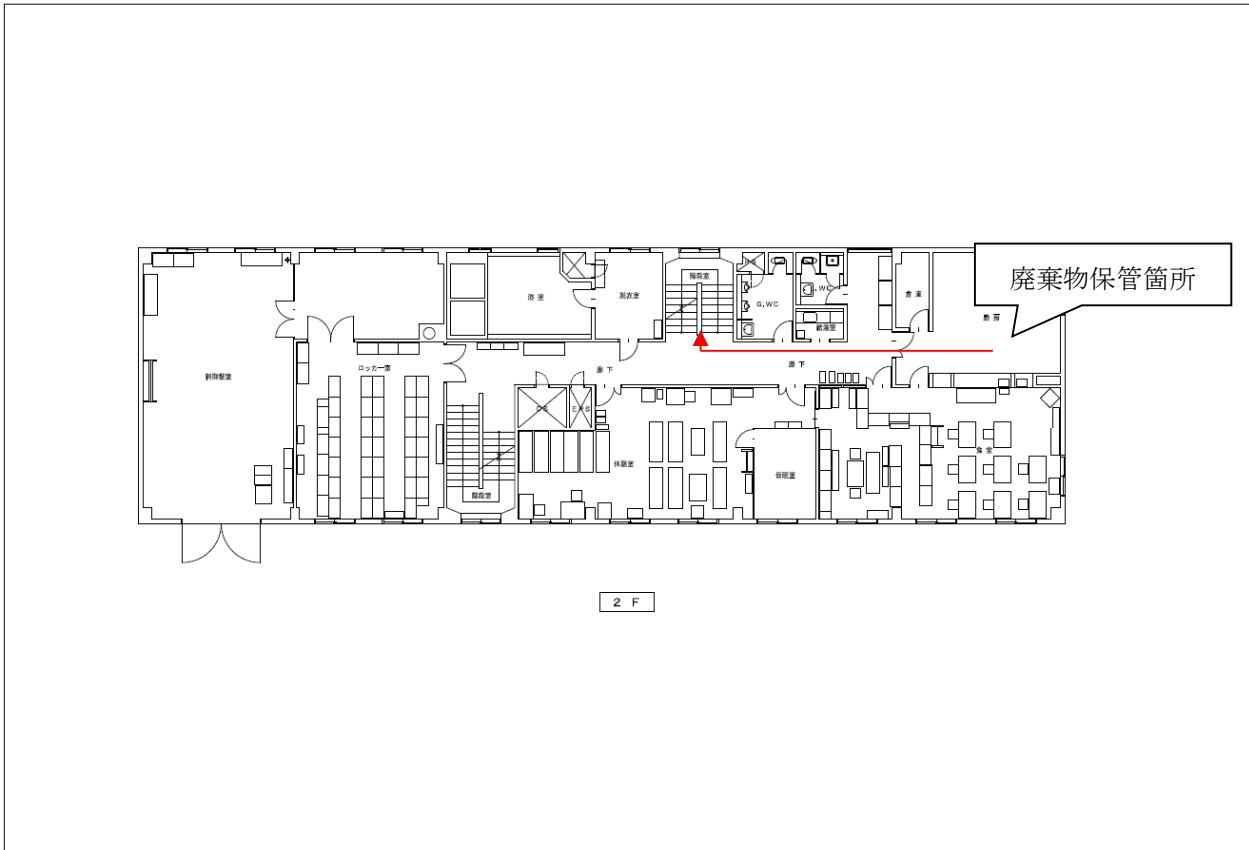
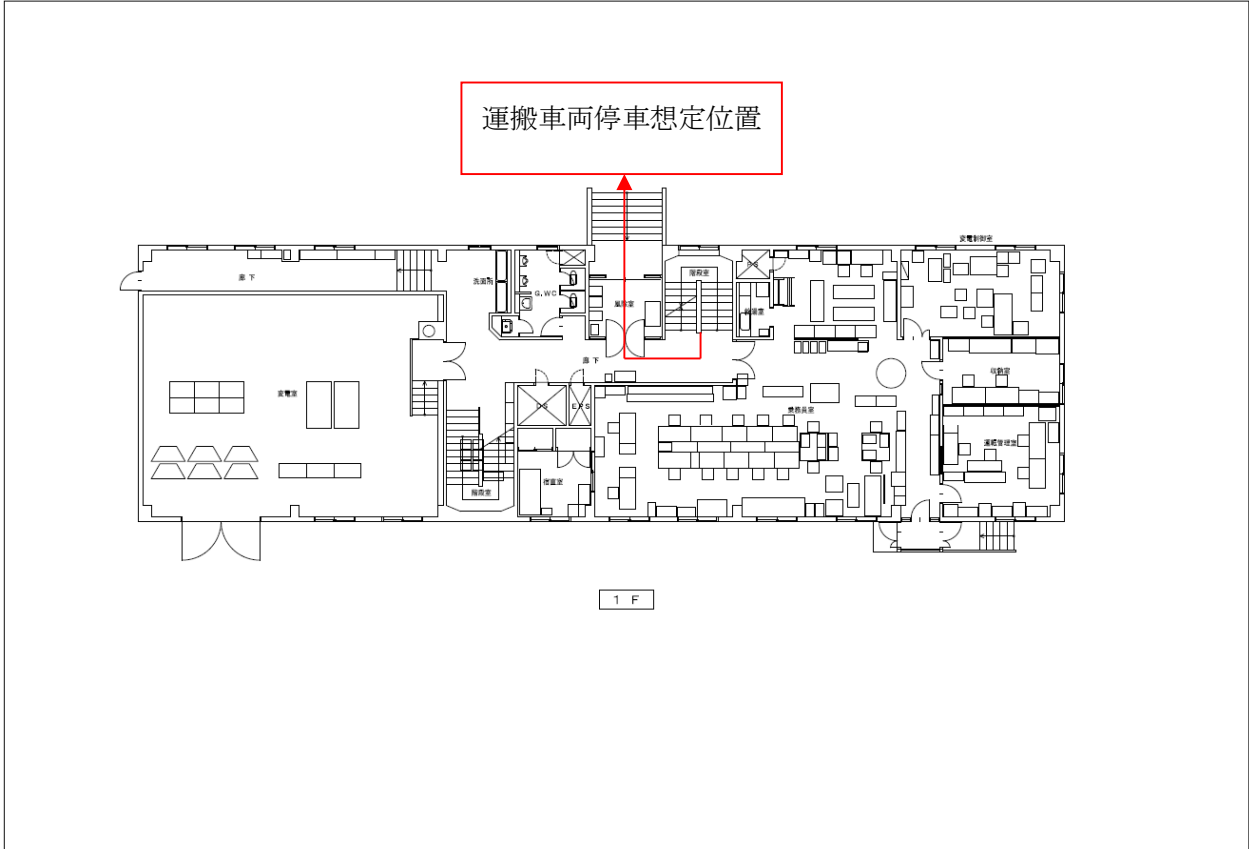
本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙４）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

11 添付書類

- (1) 建物図面及び搬出経路・・・・・・・・・・・・・・・・別紙１
- (2) 業務着手届・・・・・・・・・・・・・・・・別紙２
- (3) 業務完了届・・・・・・・・・・・・・・・・別紙３
- (4) 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・別紙４



業務委託一第8号様式

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

受託者	住 所	印
	商号又は名称	
	職・氏名	

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託—第13号様式

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長 芝井 静男

住 所

受託者 商号又は名称

職・氏名

印

業務名

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

立会人 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局